

アダルトサイトとの解約交渉を行政書士はできません

Q スマホで無料の動画サイトを検索し、出てきたアダルトサイトにアクセスした。年齢確認があったので18歳以上をタップしたところ、約10万円の請求画面が出てきた。「誤った場合はこちらへ」と書いてあった番号に電話をしたところ、サイト業者から「払わないと倍くらいの料金になる」と言われた。昨夜、インターネットで相談窓口を検索し、見つけた法律事務所に電話したところ「クーリングオフはできないが、登録情報を4万円で削除してあげる」と言われた。指示された通り、コンビニで申込書面をFAXで受け取り、記入してFAXで送り返し、4万円を振り込んだ。書面をよく見てみると行政書士に依頼したが、アダルトサイトの削除はできるだろうか。



A まず、アダルトサイト業者には決して連絡をせず、請求されても支払わないでください。タップしたのはあくまで「年齢認証」に対して応答したのであって、登録をしたわけではなく、確認画面で承諾したわけでもありません。したがって、契約不成立又は錯誤無効を主張できません。**利用料金を請求されても言われるままに支払うことはありません。**

そして相談するために自分が見つけた窓口が、消費生活センターなのか行政書士なのか(探偵業者が請け負っていることもあります)確認しましょう。解約や解決をうたう行政書士や探偵業者が「返金請求」や「解約交渉」等を行うことは、弁護士法に違反している可能性が高く、彼らに解約交渉などを行うことは認められていません。

公的な相談窓口である、自治体が設置している消費生活センター等では、相談に際して電話料金以外の費用が発生することはありません。「解決に必要な」、「個人情報を消す」等と言われ、費用を請求されたら、それは公的な消費生活センターではありません。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。
月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

インターネットと私たちの人権意識

人権問題について、人権侵害から守らなければならない対象者という立場からとらえた場合、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、同和問題などが挙げられます。

それに対して、インターネットによる人権侵害とはどのようなもののでしょうか。その主な事例は、「コミュニティサイト」を介して18歳未満の児童や生徒が犯罪に巻き込まれる事件、個人や団体を誹謗・中傷する書き込みやプライバシーの侵害、犯罪被害者やその親族・交友関係などの書き込み、更には社会的な制裁と称して犯罪者とされる少年の実名や写真が掲載されることもあります。

このように、インターネットによる人権侵害ではあらゆる者が対象となります。誰もが容易に加害者にも被害者にもなる状況が生まれてしまったとも言えるでしょう。

インターネットの発達により私たちの生活は、飛躍的に便利になりました。その一方で、匿名性が高いからといって差別的な発言をしたり、誹謗・中傷の書き込みをしたりすることは、現実の世界と同様に許されることではありません。更に加えるなら、インターネットによる人権侵害が存在するのは、現実の世界の中に差別や人権侵害があるからです。

インターネットによる人権侵害、それは私たち自身の普段の人権に対する意識が関わっているのではないのでしょうか。